

住宅の地震対策支援（耐震改修・減災対策）

山形県では、地震による住宅倒壊から『命を守るため』に
現行基準を満たしていない住宅の改修を行う方に対して補助金を交付します。

●支援金額・要件等

地震から命を守る住宅の安全対策は、
ご自宅の状況に合わせて実施できる補助制度を設けておりますので、地震前の対策を進めましょう。

※補助金額、補助率、条件等は市町村により異なります。
※lw：震度6の地震に対する建物の耐震性を示す指標。

耐震改修	補助金額	最大120万円 ※上限額・補助率は市町村の補助制度による ※住宅リフォーム支援補助と併用可能
	補助対象工事	耐震診断の結果に基づき、 住宅全体の耐震評点をlw=1.0以上とする耐震改修
	補助要件	耐震診断で耐震性がない住宅 ※あらかじめ耐震診断を受ける必要があります ※市町村によっては耐震診断への補助があります
	募集戸数	40戸

～このような方は **耐震改修** がおすすめです！～

✓住宅全体の耐震性を高めたい ✓地震による住宅倒壊を防ぎたい
✓住み慣れた住まいで今後も生活したい ✓省エネ等改修も一緒に行いたい



接合部の金物補強 基礎の補強 筋交いによる補強 構造用合板による補強

減災対策	補助金額	最大30万円 ※上限額・補助率は市町村の補助制度による ※住宅リフォーム支援補助と併用可能
	補助対象工事	(1) 簡易耐震改修 耐震診断の結果に基づき、 住宅全体の耐震評点をlw=0.7～1.0未満とする耐震改修 ※改修前耐震評点がlw=0.7未満のものに限る (2) 部分耐震改修 ①居室等1室の強度を必要強度の1.5倍とする部分改修 ②1階のみ耐震評点をlw=1.0以上とする部分改修 ※上記2項目は、改修後の住宅全体の耐震評点が、 改修前の耐震評点を下回らないものに限る ③屋根・2階以上等の重量軽減 (3) 防災ベッド又は耐震シェルターの設置 ※選定する製品によって設置場所が限定される場合があります
	補助要件	耐震診断で耐震性がない住宅 ※(2)③及び(3)（S56以前の住宅に限る）を除き、 あらかじめ耐震診断を受ける必要があります ※市町村によっては耐震診断への補助があります
	募集戸数	50戸

～このような方は **減災対策** がおすすめです！～

✓手軽に地震対策を実施したい ✓古い住宅の改修にお金をかけたくない
✓高齢の親の家の耐震性が気になる ✓地震が来たらすぐ逃げられるか心配
✓よく使う部屋の安全性を確保したい ✓寝たきりの家族の避難に不安がある



防災ベッド▶ シェルター内部 ◀耐震シェルター

防災学習館ではこちらの製品もご覧いただけます

防災ベッド・耐震シェルター実物展示中！

(村山) 東根市西部防災センター (最上) 新庄市民プラザ
(置賜) 高畠町役場 (庄内) 山形県防災学習館（三川町）

※防災ベッドの実物を各会場、期間限定でご覧いただけます
庄内会場のみ、防災ベッド・耐震シェルターともに常設展示しております
※村山地区で見学希望の場合は施設の開館時間を東根市（0237-42-1111）にご確認ください
詳細はこちらをご覧ください⇒



●募集・手続き・窓口

【募集期間】令和7年4月から 【申請窓口】住宅が所在する市町村の住宅関係支援制度担当課
※市町村により開始時期、募集方法(先着、抽選)が異なるため、
詳細は各市町村担当窓口へお問い合わせください

●問合せ先

山形県 県土整備部 建築住宅課
建築安全推進担当 023-630-2640
耐震対策の詳しい内容はこちら⇒



支援情報は
「タテッカーナ」から検索⇒

